

あなたも私もみんなステキ

～ともに考えましょうみんなの人権～

人権尊重委員会
人権推進課
(総合センター)

TEL **64-1126**
jinsui@town.yuasa.lg.jp

町民人権学習会にご参加ください

◎今年度のテーマは「障がいのある人への合理的配慮」です

町民人権学習会は、町民のみなさん自らが人権尊重のまちづくりの担い手として、“すべての町民の人権が大切にされるまちづくり”の実現に努めることを目的に、町行政、教育委員会、人権尊重委員会の三者で企画・実施しています。

合理的配慮とは、障がいのある人が日常生活や社会生活などで困っている場面で、一人ひとりの状況に応じて、できる範囲で工夫や配慮を行うことです。



令和6年4月からは、事業者による合理的配慮の提供が義務化となりました。相手の話に耳を傾け、できる方法と一緒に考えることが大切です。

一人ひとりの理解と思いやりが、誰もが安心して暮らせる町づくりにつながります。合理的配慮について理解を深め、できることから実践していきましょう。

既に開催済みの地区もありますが、来年の1月末までの予定で各地区において学習会を開催します。(詳しくは回覧でお知らせします) 一人でも多くのご参加をお願いします。

「人権相談所」と「心配ごと(弁護士)相談所」を合同開設します

問 人権相談所 ▶ 人権推進課 (総合センター)

TEL **64-1126**

問 心配ごと(弁護士)相談所 ▶ 湯浅町社会福祉協議会

TEL **63-5175**

人権擁護委員による「人権相談所」と湯浅町社会福祉協議会による「心配ごと(弁護士)相談所」を合同開設します。相談費用は無料で、秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

■開 設 日 11月10日㊦

■開 設 場 所 地域福祉センター (湯浅町栖原 126)

■人 権 相 談 所 9時30分～16時

■心配ごと相談所 9時30分～11時30分

■弁護士相談所 13時～16時 (受付件数は先着 10 件まで)

■事 前 予 約 ●人権相談所：不要

●心配ごと相談所：10月7日㊦ 8時30分から受付開始



※弁護士相談を希望される方は、相談内容を整理していただく必要があるため、必ず心配ごと相談所 (9時30分～11時30分) に予約の上、お越しください。